

老発第0404004号  
平成19年4月4日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



### マンモグラフィ検診精度向上事業の実施について

我が国においては、乳がんは女性のがん罹患率の第1位となっており、年間約3万5千人が発症し、約1万人が死亡するとともに、年々増加する傾向にある。また、乳がんによる死亡率も年々上昇しており、65歳未満の世代で女性のがん死亡率の第1位となっている。

このため、平成16年度から、市町村（特別区を含む。以下同じ。）における乳がん検診については、マンモグラフィを原則とするとともに、マンモグラフィによる乳がん検診を促進し、乳がん検診の受診率を向上させることにより、乳がん患者を早期に発見し、死亡率の減少に資するため、平成17年度及び平成18年度の2ヶ年でマンモグラフィ装置を緊急に整備する「マンモグラフィ緊急整備事業」を実施してきたところである。

さらに、今般、デジタル式マンモグラフィ装置を導入する検診機関等に対し読影診断の支援が可能な体制整備に対する補助を行い、マンモグラフィによる乳がん検診の診断精度及び受診率の向上に寄与することとし、別紙のとおり「マンモグラフィ検診精度向上事業実施要綱」を定めたので、貴職におかれでは本事業を積極的に活用するとともに、管内市町村、関係団体、関係機関に周知方願いたい。

## マンモグラフィ検診精度向上事業実施要綱

### 1 目的

この事業は、乳がんが現在我が国では女性のがん罹患率の第1位となっており、年間約3万5千人が発症し、約1万人が死亡するとともに、年々増加する傾向にあることから、デジタル式マンモグラフィ装置を導入している検診機関等に対し、読影診断の支援が可能な体制整備に対する補助を行うことにより、マンモグラフィによる乳がん検診（以下「マンモグラフィ検診」という。）の診断精度及び受診率を向上させ、乳がん患者の早期発見並びに死亡率の減少に資することを目的とする。

### 2 補助対象施設

マンモグラフィ検診を実施している検診機関等であって、デジタル式マンモグラフィ装置により撮影された画像の読影支援のためのシステム（以下「マンモグラフィ画像読影支援システム」という。）の整備を行おうとする次に掲げる者（以下「事業実施者」という。）とする。

- (1) 都道府県
- (2) 市町村
- (3) 厚生労働大臣が認める者（この要綱に基づき整備した機器により、マンモグラフィ検診を実施する者に限る。）

### 3 補助対象機器等

- (1) この要綱により補助できる対象機器等は、次に掲げるものとする。
  - ア マンモグラフィ画像読影支援システム
  - イ その他、マンモグラフィ画像読影支援システムに必要と認められるもの（機器の搬入、施設の改築等に要する経費を除く。）。
- (2) 次に掲げる費用は、補助の対象としない。
  - ア 人件費
  - イ 消耗品費
  - ウ 光熱水料
  - エ その他整備費として適当と認められない費用

#### 4 整備条件

- (1) この要綱により整備する機器等は、日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たす乳房エックス線撮影装置用として用いること。
- (2) 適切な技術を有する診療放射線技師、読影医師を、乳房エックス線撮影装置1台又は乳房エックス線撮影装置を備えた検診車1台当たり、必要な人員を確保できること（「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（平成10年3月31日厚生労働省老人保健福祉局老人保健課長通知）」の別紙の3（1）エに掲げるマンモグラフィ検診精度管理中央委員会が開催する講習会又はこれに準ずる講習会を終了していることが望ましい。）。
- (3) この要綱により整備する機器等は、マンモグラフィ検診に使用すること。この場合、市町村を実施主体とするマンモグラフィ検診についても受託し、実施するものであること。
- (4) 診療の目的には使用できること。
- (5) 事業実施者は、別に定めるところにより、マンモグラフィ検診の実績等を厚生労働省あて報告するものとする。

#### 5 経費の負担

事業実施者がこの要綱に基づき整備する機器等に係る費用については、厚生労働大臣が別に定める「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助を行うものとする。

#### 6 報告

事業実施者は、別に定めるところにより、本事業の実施状況等を厚生労働大臣あて報告するものとする。

#### 7 施行期日

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

